

「美幌町町税の滞納に対する制限措置に関する条例（案）」の概略

※条例（案）の名称は仮称

※現時点での条例の構成案であり、文言等具体的な規定内容は、関係部署、関係機関と協議のうえ詰めていくこととします。

第1条（目的）

条例制定の目的を規定

町税の滞納者に対して、納税を促進し滞納を防止するため、制限措置を講ずることにより、町税の納税意欲の高揚と徴収に対する町民の信頼を確保することを目的とする。

第2条（適用範囲）

制限措置をする行政サービスを規定

第3条（定義）

用語の定義について規定

第4条（滞納者に対する制限措置）

滞納者に対して行政サービス等の停止の措置を講ずることができることを規定

第5条（督促、滞納処分）

滞納者に対して督促、滞納処分に関する手続きを厳正に執行することを規定

第6条（納税の確認）

行政サービスの申請者及び受益者について、納税の確認をしなければならないことを規定

第7条（行政サービス等の履行）

滞納がないことを確認したときは、速やかに行政サービス等の履行の手続きを進めなければならないことを規定

第8条（行政サービス等の手続の停止）

滞納があることを確認したときは、行政サービスの手続きを停止しなければならないことを規定

第9条（滞納者が行政サービス等を受ける場合の手続）

手続きを停止した行政サービス等を受けようとするときは、納税誓約書を提出しなければならないことを規定

第10条（行政サービス等を受けている期間中に滞納となる場合の特例措置）

行政サービス等を受けている期間中に滞納となる場合の特例措置を規定

第11条（納税誓約の承認及び滞納処分の停止）

納税誓約書の承認及び滞納処分の停止を規定

第12条（納税誓約による特例措置）

納税誓約による特例措置を規定

第13条（特例措置の取消し）

特例措置の取消しを規定

第14条（損害賠償等）

町民への損害賠償等を規定

第15条（委任）

規則への委任を規定

附則

第1項 施行期日

第2項 この条例の適用年度